

国立大学法人東京医科歯科大学附属病院校費負担患者取扱規則

平成16年4月1日
規則第245号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学の医学部附属病院及び歯学部附属病院（以下「附属病院」という。）における校費負担患者の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、校費負担患者とは、附属病院で診療又は治療（以下「診療」という。）を行う患者で、当該患者の診療が医学・歯学の教育・研究に貢献すると認められ、かつ、その診療に要する費用を附属病院において負担する患者をいう。

(指定)

第3条 診療科長又は中央診療施設等の長の申請により、病院長が校費負担患者を指定する。

(費用負担)

第4条 校費負担患者の診療に要する費用は、全額又はその一部を附属病院が負担するものとする。ただし、初診料及び文書料については、当該患者の負担とする。

(病室)

第5条 校費負担患者で入院を必要とする場合は、原則として普通室を使用するものとする。

(指定取消)

第6条 病院長は、校費負担患者が次の各号の一に該当する場合には、その事実が発生した日をもって指定を取り消すものとする。

- (1) 患者又はその親権者若しくは後見人（以下「患者等」という。）から校費負担患者の取り消しの申出があった場合
- (2) 患者等の都合により診療を中止した場合
- (3) 患者等が附属病院の定める規則に違反し、又は診療上の指示に従わない場合
- (4) 附属病院が校費負担患者としての必要性を認めなくなった場合

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、校費負担患者に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。